

## 第五章

# リサイクル製品認定制度に登録している リサイクル認定事業者の現状



## 第五章 リサイクル製品認定制度に登録している認定事業者の現状

### 5-1 はじめに

第五章では、リサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状についてまとめる。

### 5-2 目的

リサイクル製品認定制度に登録している事業者の現状を把握することである。

### 5-3 調査方法

#### 5-3-1 調査対象

リサイクル製品の認定を受けている、三重県の55のリサイクル認定事業者と滋賀県の29のリサイクル認定事業者に平成20年10月31日にアンケートを送付した。返信期限を平成20年11月17日とした。その結果、三重県の35のリサイクル認定事業者と、滋賀県の15のリサイクル認定事業者からの返信があった。また、部分的に、分析した結果を小西(2004)<sup>1)</sup>による調査結果と比較する。

調査対象を三重県と滋賀県に設定した理由を示す。まず、三重県を選んだ理由は2点ある。1点目は三重県が比較的早い時期から実施されているため、2点目は小西(2004)<sup>1)</sup>の調査結果と比較するためである。次に、滋賀県を選んだ理由は2点ある。1点目は滋賀県が比較的近年に実施されているため、2点目は滋賀県が、三重県の条例を参考にして制定しているためである。

#### 5-3-2 アンケート内容

アンケート内容を表5-1に示す。

表5-1：アンケート内容

アンケート内容		回答方法		回答数 (三重県)	回答数 (滋賀県)
リサイクル認定事業者の現状や今後の展望に関する事項					
1	リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期	選択式	単数回答	n=35	n=15
2	制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化	選択式	単数回答	n=11	n=11
3	リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由	記述式		n=10	n=10
4	申請したきっかけ	記述式		n=34	n=12
5	今後の登録について	選択式	単数回答	n=35	n=15
6	登録をやめたい理由	選択式	単数回答	n=2	n=1
7	リサイクル製品認定制度に登録している自治体名とその理由	選択式	複数回答	n=35	n=15
8	リサイクル認定製品の用途の認識	選択式	複数回答	n=35	n=15
9	今後の需要拡大の希望	選択式	複数回答	n=35	n=15
9	今後の需要拡大のための方法	選択式	複数回答	n=34	n=11
10	販売実績の公表の可否	選択式	単数回答	n=30	n=12
11	リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化	選択式	複数回答	n=35	n=15
12	リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望	記述式		n=24	n=6

## 5-4 結果及び考察

### 5-4-1 リサイクル製品認定制度の登録に関する項目

#### 5-4-1-1 リサイクル製品を製造し始めた時期

リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期をアンケートで聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-2 に、滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-3 に示す。

表 5-2：リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(三重県)(n=35)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
リサイクル製品認定制度が施行されてから	24	69
リサイクル製品認定制度が制定される前から	8	23
リサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から	3	8
分からない	0	0
合計	35	100

表 5-3：リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(滋賀県)(n=15)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
リサイクル製品認定制度が制定される前から	10	67
リサイクル製品認定制度が施行されてから	3	19
リサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から	1	7
分からない	1	7
合計	15	100

三重県のリサイクル認定事業者ではリサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めたというリサイクル認定事業者が最も多く、全体の 69% を占めた。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者では、リサイクル製品認定制度が制定される前からリサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めたというリサイクル認定事業者が最も多く、全体の 67% を占めた。三重県では、平成 13 年に施行されており、滋賀県は平成 17 年に施行されているが、この結果は、2 つのリサイクル認定事業者のリサイクル製品認定制度の施行時期の違いが関係していると推測する。

#### 5-4-1-2 需要の変化

リサイクル製品認定制度が制定される前、またはリサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間からリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に対して、制度の施行前後でリサイクル認定製品の需要の変化を聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-4 に示す。また、増えた・減った・変わらない、のいずれかを選んだリサイクル認定事業者に対しては、その理由も合わせて聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-5 に示す。

表 5-4：制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化(三重県)(n=11)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
変わらない	4	36
増えた	3	27
減った	3	27
分からない	1	10
合計	11	100

最も多かった回答が「変わらない」で、36%のリサイクル認定事業者が選んだ。続いて多かったのは 27%のリサイクル認定事業者が選んだ「増えた」であった。このことから 63%のリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度に登録したことによって不利益を被ることはなかったということが分かる。一方、27%のリサイクル認定事業者がリサイクル製品認定制度に登録してから「減った」とのことであった。

表 5-5：リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由(三重県)(n=10)(自由記述式)

変わらない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定製品使用が事業者の判断に委ねられるため</li> <li>・県の利用推進の徹底不足のため</li> <li>・PR 不足のため</li> <li>・検査費用が大幅にかかるようになり、通常製品より販売価格を上げざるを得なくなったため</li> <li>・価格を上げなければならなくなったため</li> </ul>
増えた理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品原料が県リサイクル認定事業者庁から排出される廃棄物であり、県発注物件で採用される様になったため</li> <li>・県の事業の場合は、リサイクル認定製品の使用が定められているため</li> </ul>
減った理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業が減少したため(2)</li> <li>・価格を上げなければならなくなったため</li> </ul>

カッコ内の数は回答したリサイクル認定事業者者数

「変わらない」を選んだリサイクル認定事業者が考える理由の中で目立ったのが、「PR 不足」という意見であった。リサイクル認定事業者自身がリサイクル認定製品のPRを行うとともに、県に対しても、もっとPR をしてもらいたいと考えているリサイクル認定事業者が多い。検査費用が係るため、製品価格を下げざるを得ないリサイクル認定事業者も出現している。

「増えた」を選んだリサイクル認定事業者が考える理由はやはり、「県の事業でリサイクル認定製品の需要がある」ということである。三重県では、リサイクル製品認定制度に登録しないと県の公共事業で使ってもらえない。したがって、リサイクル製品認定制度に登録してから新たに販路の拡大をすることができたと推測する。

「減った」選んだリサイクル認定事業者が考える理由としては「公共事業が減少した」ということが挙げられる。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-6 に示す。また、増えた・減った・変わらない、のいずれかを選んだリサイクル認定事業者に対しては、その理由も合わせて聞いた。滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-7 に示す。

表 5-6：制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化(滋賀県)(n=11)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
変わらない	7	64
増えた	4	36
減った	0	0
分からない	0	0
合計	11	100

「減った」を選んだリサイクル認定事業者はなかった。

表 5-7：リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由(滋賀県)(n=10)(自由記述式)

変わらない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「縦割り行政」によるものと思われる。リサイクル認定制度をつくるのは環境関連部署(滋賀県では琵琶湖環境部循環社会推進課)だが、リサイクル製品を公共事業等で使用するのは建設関連部署(土木交通部)でありその間の意思統一は図られていないため</li> <li>・県・市町や事業者のリサイクルに対する意識が低く、リサイクル製品が認知されていないため(2)</li> <li>・県からの協力が全く無いため</li> <li>・県の公共事業予算の大幅削減のため</li> <li>・公共事業などへの利用拡大がなかったため(2)</li> </ul>
増えた理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁発注事業にも利用できるようになったから</li> <li>・滋賀県のリサイクル製品認定制度の公募条件に認定された製品をできる限り公共事業に使用する旨が記述されているため</li> <li>・他社が当社の製品に興味を持って色々なところで利用してもらっているため</li> </ul>

カッコ内の数は回答したリサイクル認定事業者数

三重県では、県の公共事業の際にはリサイクル認定製品を使用することが決められている。そのため、需要が減ったと答えた3つのリサイクル認定事業者全てが、その理由として公共事業が減ったということを示唆した。一方滋賀県では、三重県のような決まりはない。よって、三重県と比べると行政に対しての要求や改善を求める回答が多かった。

#### 5-4-1-3 申請のきっかけ

申請のきっかけを三重県または滋賀県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に聞いた。自由記述回答にして回答していただいたが、他のリサイクル認定事業者と内容が重なる回答が多かったので、分類して集計した。三重県の結果を表 5-8 に示す。

表 5-8：申請したきっかけ(三重県)(n=34) (複数回答式)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
県の発注が増えたから・増えると考えたから	8	23
販売促進・販路拡大につながると考えたから	5	14
自然環境破壊の軽減への貢献につながると考えたから	4	11
三重県の公共事業に使ってもらうためには、登録が必須だから	3	9
三重県の広報を見たから・担当者に勧められたから	3	9
リサイクル製品の優先利用に期待したから	3	9
技術を活用したいと考えたから	3	9
製品の原料となる廃棄物が確保しやすくなると考えたから	2	6
加工業者より依頼があったから	2	6
公共事業主体の製品を製造販売していたから	1	3
県の認定により、製品や会社の信頼性向上に効果があると考えたから	1	3
ビジネスチャンスと判断し、早くからリサイクル製品に取り組んでいたから	1	3
先行していた他の都道府県の認定制度の話を聞いて魅力を感じたから	1	3
三重県リサイクル条例発足したから	1	3
他社との競争に勝ち抜くため	1	3
循環型社会に貢献するため	1	3

最も多かった回答は「県の発注が増えたから・増えると考えたから」という回答で、全体の23%のリサイクル認定事業者から回答が返ってきた。三重県では、「特記仕様書に明示することにより事業受注者は認定製品を利用する」という決まりがあり、公共事業ではリサイクル認定製品を使うことになっている。このことが回答結果に影響を与えていると推測する。次に多かったのは「販売促進・販路拡大につながると考えたから」という回答で、全体の14%のリサイクル認定事業者から回答が返ってきた。

次に滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-9 に示す。

表 5-9：申請したきっかけ(滋賀県)(n=12) (複数回答式)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
販売促進・販路拡大につながると考えたから	3	20
資源の有効利用に貢献できると考えたから	3	20
技術を活用したいと考えたから・寺社の評価の向上のため	2	10
自然環境破壊の軽減への貢献につながると考えたから	2	10
会社の利益につながると考えたから	2	10
最終処分場の延命化に貢献したいと考えたから	1	7
循環型社会に貢献するため	1	7
自社製品のアピールのため	1	7
何事にもチャレンジしたいと考えたから	1	7
商工会議所のセミナーで講師の方に勧められたから	1	7
他の都道府県の認定にも登録していたから	1	7
ビジネスチャンスと判断したから	1	7
外部への認知を高めるため	1	7

最も多かった回答は「販売促進・販路拡大につながると考えたから」「資源の有効利用に貢献できると考えたから」の2つで、全体の20%のリサイクル認定事業者が回答した。三重県と違い、県の公共事業で使用してもらうことを目的としている事業者が少ないようである。これ

は、三重県のリサイクル製品認定制度との違いによるものと推測する。滋賀県では三重県のような、公共事業でリサイクル認定製品を選択しなければならないという決まりはない。よって、三重県と滋賀県の回答結果に違いが出たのではないかと推測する。

#### 5-4-1-4 今後

今後、登録し続けたいかどうかを聞いた。三重県の結果を表 5-10 に示す。

表 5-10：今後の登録について(三重県)(n=35)

		回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
登録し続けたい		25	71
登録をやめたい		2	5
その他	必要最小限の製品のみ認定を維持	1	3
	費用対効果で検討していく	4	12
	5年は続けるつもり	1	3
	本当は制度自体に疑問を持っているが、 県の問答無用の方針に負けたので	1	3
	具体的回答なし	1	3
合計		35	100

71%のリサイクル認定事業者が今後も登録を続けたいと考えているようである。このことから、公共事業で認定製品を選択してもらえることを期待しているリサイクル認定事業者が多いことが推測される。しかしその一方で、「費用対効果で検討していく」や「本当は制度自体に疑問を持っているが、県の問答無用の方針に負けたので」という登録を続けることに対して迷いを生じているリサイクル認定事業者もあるようである。登録をやめたいと回答した2リサイクル認定事業者から登録をやめたい理由を聞いた。結果を表 5-11 に示す。

表 5-11：登録をやめたい理由(三重県)(n=2)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
検査などに費用がかかるから	2	100
登録したが、効果が得られなかったから	0	0
その他	0	0
合計	2	100

2リサイクル認定事業者とも検査などに費用がかかるからという回答が返ってきた。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者に今後、登録し続けたいかどうかを聞いた。結果を表 5-12 に示す。



表 5-12：今後の登録について(滋賀県)(n=15)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
登録し続けたい		11	72
登録をやめたい		1	7
その他	行政が使わないなら意味がない	1	7
	今後評価が県民から認められるような社会 であるなら、利用が少なくとも続ける	1	7
	別にどちらでもよいように思えてきた	1	7
合計		15	100

73%のリサイクル認定事業者が登録し続けたいと考えているようである。その他の回答は、三重県のリサイクル認定事業者と同様、登録していくか迷いを生じているリサイクル認定事業者も存在する。「登録をやめたい」を選んだリサイクル認定事業者からその理由を聞いた。結果を表 5-13 に示す。

表 5-13：登録をやめたい理由(滋賀県)(n=1)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率 (%)
検査などに費用がかかるから	0	0
登録したが、効果が得られなかったから	1	100
その他	0	0
合計	1	100

登録したが、効果が得られなかったという回答が返ってきた。登録する前と、登録した後で期待していた結果が得られなかったようである。

#### 5-4-1-5 登録先

三重県と滋賀県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に対して、なぜその都道府県で登録しているのか理由を尋ねた。三重県での結果を表 5-14、滋賀県での結果を表 5-15 に示す。

表 5-14：三重県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(三重県)(n=35) (複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
会社の所在地だから		31	86
需要が多いと考えたから		5	14
人に勧められたから		0	0
その他	県条例及び二次製品リサイクル協議会の関係で	1	3
	県内産の間伐材の有効利用のため	1	3
	地域産材の利用のため	1	3

会社の所在地だからという回答が最も多く、全体の 86%が回答した。他 14%のリサイクル認定事業者は需要が多いと考えて登録しているようである。

表 5-15：滋賀県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(滋賀県)(n=15) (複数回答式)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
会社の所在地だから	11	73
需要が多いと考えたから	2	13
人に勧められたから	0	0
その他 間伐材製品はその県内でしか採択されないから	1	7

三重県のリサイクル認定事業者と同様，会社の所在地だからという回答が最も多く，全体の 73%が回答した．他の 13%のリサイクル認定事業者は需要が多いと考えて登録しているようである．

リサイクル製品認定制度に登録している理由は，三重県と滋賀県では非常によく似た回答結果となった．

他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者に，その理由を聞いた．三重県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-16 に示す．

表 5-16：他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(三重県) (n=9) (複数回答式)

	会社の所在地 だから	需要が多いと 考えたから	人に勧めら れたから	その他	回答リサイクル認 定事業者数
愛知県	1	6	0	1	6
岐阜県	1	0	0	1	2
和歌山県	0	1	0	1	2
奈良県	0	1	0	0	1
香川県	0	1	0	0	1
岡山県	0	0	1	0	1
合計	2	9	1	3	

他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由を聞いたところ，最も多かった回答は「需要が多いと考えたから」で，9 リサイクル認定事業者が該当した．中でも，愛知県の登録しているリサイクル認定事業者が最も多く，6自治体が回答していた．なお，愛知県は，建設資材のみをリサイクル製品認定制度の対象としている．

次に，滋賀県のリサイクル認定事業者に対して，他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由を聞いた．結果を表 5-17 に示す．

表 5-17：他の都道府県のリサイクル製品認定制度に登録している理由(滋賀県) (n=4) (複数回答式)

	会社の所在地 だから	需要が多いと 考えたから	人に勧めら れたから	その他	回答リサイクル認 定事業者数
福井県	0	1	0	0	1
鳥取県	1	0	0	0	1
長野県	0	0	1	0	1
環境省 (エコマーク)	0	0	0	1	1
合計	1	1	1	1	

滋賀県のリサイクル認定事業者では複数回答をしているリサイクル認定事業者はなかった。福井県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は需要が多いと考えて、鳥取県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は会社の所在地ということでそれぞれ登録しているようである。また、長野県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は人に勧められたからということであった。その他の回答を選んだリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度ではないが、環境省(エコマーク)に登録しているということであった。

#### 5-4-2 リサイクル認定製品・事業者に関する項目

##### 5-4-2-1 リサイクル認定製品の用途

リサイクル認定製品がどこで使われているかを明確にしようと考えたが、販売の際に商社を通して販売するリサイクル認定事業者などもあり、実際にどこで使われているのかを完全に把握することは困難であると考え直した。そこで、リサイクル認定事業者に対して、どこで使用されていると認識しているかをアンケート調査で聞いた。三重県の結果を表 5-18 に、滋賀県の結果を表 5-19 に示す。なお、表 5-18 及び表 5-19 は回答したリサイクル認定事業者数で集計しており、使用されていると認識している製品の割合を示すものではない。

表 5-18：リサイクル認定製品の用途の認識(三重県)(n=35)(複数回答式)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
都道府県での公共事業	33	94
市町村での公共事業	21	60
国での公共事業	5	14
民間での建設事業など	5	14
ホームセンターなどで一般消費者に販売	0	0
その他	1	3

表 5-19：リサイクル認定製品の用途の認識(滋賀県)(n=15)(複数回答式)

	回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
都道府県での公共事業	11	73
市町村での公共事業	6	40
国での公共事業	6	40
民間での建設事業など	5	33
ホームセンターなどで一般消費者に販売	0	0
その他	1	7

三重県では、「都道府県の公共事業」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 94%であった。ほとんど全てのリサイクル認定事業者で使用されていると認識しているが、リサイクル製品認定制度に登録しないと県の公共事業で使ってもらえないという三重県の制度の性質の影響であると思われる。その他、「市町村での公共事業」でも 60%のリサイクル認定事業者が使用されていると認識している。「国での公共事業」「民間での建設事業など」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 14%と少なく、「ホームセンターなどで一般消費者に販売」と認識しているリサイクル認定事業者はなかった。その他では、自社獲得顧客という回答があった。

一方、滋賀県では、「都道府県の公共事業」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 73%であった。三重県に比べ低い割合となった。「市町村での公共事業」「国

での公共事業」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者はともに 40%であった。「民間での建設事業など」で使用されていると認識しているリサイクル認定事業者は 33%で、三重県と比べると高い割合であった。「ホームセンターなどで一般消費者に販売」されていると認識しているリサイクル認定事業者はなかった。その他では、保育園・小学校という回答があった。

#### 5-4-2-2 今後の展開

今後、どこに向けた需要の拡大を希望するかを聞いた。三重県の結果を表 5-20、滋賀県の結果を表 5-21 に示す。

表 5-20：今後の需要拡大の希望(三重県)(n=35) (複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
市町での公共事業		21	60
国の公共事業		16	46
他の都道府県の公共事業		13	37
民間での建設事業など		9	26
ホームセンターなどで一般消費者に販売		1	3
その他	県内の公共事業	2	6
	加工業者からの注文待ちであるから当社の希望は成立しない	1	3
	製品開発を考える	1	3
	回答なし	1	3

表 5-21：今後の需要拡大の希望(滋賀県)(n=15) (複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
国の公共事業		11	73
他の都道府県の公共事業		7	47
市町での公共事業		7	47
民間での建設事業など		2	13
ホームセンターなどで一般消費者に販売		2	13
その他	滋賀県での公共事業	1	7
	製品開発を考える	1	7

三重県のリサイクル認定事業者では市町での公共事業での需要拡大を希望していると回答したところが全体の 60%であった。また、国での公共事業での需要拡大を希望しているリサイクル認定事業者が全体の 46%であった。一方、民間での建設事業などでの需要拡大・ホームセンターなどでの一般消費者への販売を考えているリサイクル認定事業者はそれぞれ全体 9%、1%と少なかった。その他、県内の公共事業でもっと使用してほしいというリサイクル認定事業者や、製品開発をしたいというリサイクル認定事業者があった。滋賀県のリサイクル認定事業者では国の公共事業での需要拡大を希望していると回答したところが全体の 73%であった。また、次に多かったのは他の都道府県の公共事業、市町での公共事業とともに全体の 47%であった。民間での建設事業などでの需要拡大やホームセンターなどで一般消費者に販売を希望するリサイクル認定事業者は少なく、それぞれ全体の 13%であった。

三重県と滋賀県では若干結果が異なるものの、ともにリサイクル認定製品を公共事業で使ってもらいたいと考えているリサイクル認定事業者は多いようである。

また、そのためにはどのような方法を取ればよいと考えているかを合わせて聞いた。三重県の結果を表 5-22 に示す。

表 5-22：需要拡大のための方法(三重県)(n=34)(複数回答式)

市町での公共事業	市が積極的に認定製品を使用する・または使用するよう に県が指導する	5
	製品の PR を行う	3
	発注者がリサイクル認定製品を設計に取り入れなくては ならない	2
	製品利用事業の補助・助成などを行う	1
	コンサルタントへのスベック活動	1
	製品の使い方を提案	1
	品質の確立に努める	1
国の公共事業	県と市町村の連携を奨める	1
	発注者がリサイクル認定製品を設計に取り入れなければ ならない	3
	製品の PR を行う	3
	循環型社会になるよう PR してほしい	2
	製品の使い方を提案	1
	品質の確立に努める	1
	模索中	1
他の都道府県の 公共事業	発注者がリサイクル認定製品を設計に取り入れなくては ならない	3
	製品の PR を行う	2
	コンサルタントへのスベック活動	1
	製品の使い方を提案	1
	利用間伐材の利用をする	1
	県が積極的に認定製品を使用していただく	1
民間での建設事業など	県が助成金を出す・県からの補助制度をつくる	2
	開発許認可時の義務付けと利用事業に対する緩和	1
	県内の事業でリサイクル製品使用に関する義務化	1
	品質と安全性の PR	1
	品質の確立	1
ホームセンターなどで 一般消費者に販売	製品の PR	1
その他	製品単価の up が出来るなら拡大したい	1
	現状でよい	1
	拡大の希望はない	1
	製品の PR	1

それぞれの対象に対する需要拡大のための方法を聞いたが、どの対象に対しても「PR を行う」という同様のやり方で需要拡大を図ることが望ましいという回答があった。

次に対象別に考察する。まず、市町での公共事業でリサイクル認定製品を使ってもらうために、「市が積極的に認定製品を使用する・または使用するよう県が指導する」という回答が5リサイクル認定事業者から返ってきた。また、「発注者が設計の中でリサイクル認定製品を取り入れる」という回答が2リサイクル認定事業者から返ってきた。

次に、国の公共事業でリサイクル認定製品を使ってもらうためには、「発注者が設計の中でリサイクル認定製品を取り入れる」という回答が3リサイクル認定事業者から返ってきた。

他の都道府県の公共事業に対しても、「発注者が設計の中でリサイクル認定製品を取り入れる」という回答が最も多かった。以上より、リサイクル認定事業者は、行政が行う公共事業に対しては、「設計の段階でリサイクル認定製品を取り入れる」ことでリサイクル認定製品の需要が拡大すると考えているということが伺える。

一方、「民間での建設事業などでリサイクル認定製品の需要拡大を図るためには、県が助成金を出す・県からの補助制度をつくる」「開発許認可時の義務付けと利用事業に対する緩和」「県内の事業でリサイクル製品使用に関する義務化」など、民間の建設業者に対して、リサイクル認定製品を使用してもらいやすいような体制を整えることが必要であると考えているリサイクル認定事業者があった。また、「品質と安全性の PR」といった、リサイクル認定製品に対するイメージを向上させる方法を考えるリサイクル認定事業者もあった。

その他、「製品単価の up が出来るなら拡大したい」という、条件つきでの需要拡大を望む声もあった。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者が考える需要拡大の方法を表 5-23 に示す。

表 5-23：需要拡大のための方法(滋賀県)(n=11)(複数回答式)

国の公共事業	役人が認定製品を使おうと意識改革をする	1
	安定した品質確保	1
	循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化	1
	入札で認定製品の使用を指定する	1
	受注者への営業をする	1
	設計事務所への営業をする	1
市町村での公共事業	入札で認定製品の使用を指定する	2
	役人が認定製品を使おうと意識改革をする	1
	受注者への営業をする	1
	設計事務所への営業をする	1
他の都道府県の公共事業	役人が認定製品を使おうと意識改革をする	1
	入札で認定製品の使用を指定する	1
	受注者への営業をする	1
	設計事務所への営業をする	1
民間での建設事業など	循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化	1
ホームセンターなどで一般消費者に販売	循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化	1
その他	滋賀県での公共事業 リサイクル製品を公共事業等でより積極的に利用するためには、滋賀県「一般土木事業等共通仕様書(案)」に記載され、県・市町が発注する事業の特記仕様書にリサイクル製品を明記することが必要。又、事業を特定して技術活用パイロット事業として使用する事も必要	1
		現状でよい

国の公共事業で需要拡大を図る方法として挙げた意見は、「役人が認定製品を使おうと意識改革をする」「安定した品質確保」「循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化」「入札で認定製品の使用を指定する」「受注者への営業をする」「設計事務所への営業をする」6つであった。それぞれ1リサイクル認定事業者が回答した。品質確保や受注者や設計金所での営業などリサイクル認定事業者自身ができる方法を答えたリサイクル認定事業者が目立った。

市町村の公共事業で需要拡大を図る方法として、2リサイクル認定事業者が「入札で認定製品使用を指定する」と回答した。他の回答は国の公共事業に対する方法とほぼ同じであった。また、他の都道府県に対する方法も、国での公共事業、市町村での公共事業とほぼ同じであった。

民間での建設事業などで需要拡大を図る方法として1つのリサイクル認定事業者から「循環型社会についての環境意識の働きかけと広報運動強化」という回答を得た。

その他の回答として、1つのリサイクル認定事業者から滋賀県での公共事業でもっと需要拡大を図りたいという回答を得た。そのために、特記仕様書を用いてリサイクル認定製品を使用することを明記するという方法を取ることが望ましいと考えているようであった。つまり、現在三重県で行われている方法と同様の方法を取り、公共事業でのリサイクル認定製品の使用を義務化することが望ましいと考えているようである。

#### 5-4-2-3 会社の変化

リサイクル製品が認定されてから会社に何か変化があったかを聞いた。三重県の結果を表 5-24、滋賀県の結果を表 5-25 に示す。

表 5-24：リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(三重県)(n=35)(複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
会社内での環境意識が向上した		12	34
変わらない		12	34
環境に優しいイメージが会社についた		7	20
その他	販路の縮小に多少なりとも歯止めがかかった	5	14
	県への不満が増した	1	3
	間伐材消費への新たな取り組みを始めた	1	3
	地域木材を地域で消費するようになった	1	3
	回答なし	1	3

表 5-25：リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(滋賀県)(n=15)(複数回答式)

		回答リサイクル 認定事業者数	回答率(%)
変わらない		7	47
環境に優しいイメージが会社についた		3	20
会社内での環境意識が向上した		2	13
その他	リサイクル製品に価値が出てきたことを実感	1	7
	社員の意識が変わった	1	7

三重県のリサイクル認定事業者では、「会社内での環境意識が向上した」と回答したリサイクル認定事業者と、「変わらない」と回答したリサイクル認定事業者がともに 34%であった。30%強のリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度に登録してからリサイクルに対する考え方に変化があったようである。また、「環境に優しいイメージが会社についた」と回答した会社も 20%存在した。その他の回答では、「販路の縮小に多少なりとも歯止めがかかった」と回答したリサイクル認定事業者が 5 リサイクル認定事業者あり、全体の 14%になった。また、「間伐材消費への新たな取り組みを始めた」「地域木材を地域で消費するようになった」と回答したリサイクル認定事業者もあり、リサイクル製品認定制度に登録してから、良い結果に繋がったリサイクル認定事業者もあるようである。しかし一方で「県への不満が増した」という回答もあった。

小西(2004)<sup>1)</sup>による同じ質問の回答結果は、「変わらない」が 35%、「会社内での環境意識が向上した」が 29%、「環境に優しいイメージが会社についた」が 7%、「その他」が 29%であった。「変わらない」を選択したリサイクル認定事業者の割合に変化はないが、「会社内での環境イメージが向上した」というリサイクル認定事業者の割合は少し増えた。また、「環境に優しいイメージが会社についた」というリサイクル認定事業者の割合は 2 倍以上に増えた。

滋賀県のリサイクル認定事業者では、「変わらない」と回答したリサイクル認定事業者が最も多く、全体の 47%であった。「環境に優しいイメージが会社についた」という回答は全体の 20%、「会社内での環境意識が向上した」という回答が全体の 13%であった。その他の回答では「リサイクル製品に価値が出てきたことを実感した」というリサイクル認定事業者が 1 社あった。

#### 5-4-3 販売実績

販売実績を教えてもらえるかを聞いた。三重県での結果を表 5-26、滋賀県での結果を表 5-27 に示す。

表 5-26：販売実績の公表の可否(三重県)(n=30)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
否	17	57
可	13	43
合計	30	100

表 5-27：販売実績の公表の可否(滋賀県)(n=12)

	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
否	8	67
可	4	33
合計	12	100

三重県の 13 のリサイクル認定事業者と、滋賀県の 4 のリサイクル認定事業者から販売実績を提示もらうことができた。ここで明確にしたいことは、リサイクル認定事業者が販売しているリサイクル認定製品の用途である。つまり、販売した製品の何割が公共事業で使われていて、何割が民間の建設事業などで使われているのかということである。しかし、リサイクル認定事業者によっては製品の譲渡先を教えてもらうことができないところもあった。よって、販売先が明確にされていた三重県の 3 リサイクル認定事業者と、滋賀県の 1 リサイクル認定事業者の販売実績から考察していきたいと考える。

まず、三重県のリサイクル認定事業者 a から過去 2 年間の販売実績をいただいた。製品はコンクリート 2 次製品である。結果を表 5-28 に示す。

表 5-28：リサイクル認定事業者 a の販売実績(コンクリート 2 次製品) (単位：個)

	平成 18 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 19 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)						48	27	580	1175	1329	1874	1531	6546
公共事業(市町)													
公共事業(国)													
民間事業													
合計	0	0	0	0	0	48	27	580	1175	1329	1874	1531	6546
	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)		381	418	588	430	354	487	2132	2160	1700	2477	1085	12212
公共事業(市町)		83								26	15		124
公共事業(国)													
民間事業													
合計	0	464	418	588	430	354	487	2132	2160	1726	2492	1085	12336

ほとんどの販売先が県の公共事業施工者であった。2 年間で 99%以上が県の公共事業で使われており、残りは市町で使われていた。国の公共事業への使用、民間リサイクル認定事業者での使用はなかった。なお、平成 18 年度の民間事業への販売はなかった。

次に、他のリサイクル認定事業者 b から 4 製品の 1 年間の販売実績をいただいた。結果を表 5-29、表 5-30、表 5-31、表 5-32 に示す。



表 5-29：リサイクル認定事業者 b の販売実績(防球ペタールネット) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)										40			40
公共事業(市町)												31	31
公共事業(国)													0
民間事業	1481	59	729	181	5089	1751	205	7448	237	4546	8300	2135	32161
合計	1481	59	729	181	5089	1751	205	7448	237	4586	8300	2166	32232

製品は防球ペタールネットである。コンクリート 2 次製品とは違い、民間リサイクル認定事業者への販売が圧倒的に多かった。製品の性質から、公共事業で使われるものではない。1 年間のうち、99.8%が民間リサイクル認定事業者への販売で、残る 0.2%は県と市町に販売している。国への販売がなかった。

続いて、他の製品の販売実績を示す。

表 5-30：リサイクル認定事業者 b の販売実績(スポーツネット サッカー) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)													0
公共事業(市町)													0
公共事業(国)													0
民間事業		129		164				246		258		94	891
合計	0	129	0	164	0	0	0	246	0	258	0	94	891

表 5-31：リサイクル認定事業者 b の販売実績(スポーツネット バレー) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)													0
公共事業(市町)													0
公共事業(国)													0
民間事業													0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 5-32：リサイクル認定事業者 b の販売実績(スポーツネット ハンドボール) (単位：m<sup>2</sup>)

	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	合計
公共事業(県)													0
公共事業(市町)													0
公共事業(国)													0
民間事業	232	116	116	116	116	116	116	116	116	131	232	116	1639
合計	232	116	116	116	116	116	116	116	116	131	232	116	1639

表 5-30 はサッカーネットの一年間の販売実績、表 5-31 はバレーネットの一年間の販売実績、表 5-32 はハンドボールネットの一年間の販売実績である。表 5-29 に示す防球ペタールネットの一年間の販売実績と同様、ほとんどの販売先が民間リサイクル認定事業者であった。

最後に、表 5-33 にリサイクル認定事業者 c の結果を示す。

表 5-33：リサイクル認定事業者 c の販売実績(埋め戻し砂) (単位：t)

	平成 15 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	188	178	45	8	0	9	29	90	259		153	209	1440
民間	13	0	0	12	7	20	19	46	5	7	17	4	150
	平成 16 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	115	49	25	0	0	3	8	4	44	24	82	27	381
民間	25	3	7	113	23	14	104	8	17	13	4	116	447
	平成 17 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	102	90	20	0	0	13	26	0	60	161	74	74	620
民間	111	90	9	0	0	16	21	35	25	10	21	19	357
	平成 18 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	194	208
民間	5	15	4	65	36	24	55	78	74	13	3	0	372
	平成 19 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	301	382	39	60	0	42	13	40	12	257	135	97	1378
民間	0	7	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	31
	平成 20 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
官庁	8	0	0	0	0	198	173	64	0	12			455
民間	0	0	7	13	44	0	0	0	0	0			64

このリサイクル認定事業者からは、過去 6 年間の販売実績をいただいた。製品は埋め戻し砂である。官庁への販売と、民間への販売に分類されていた。平成 15 年は官庁への販売数は約 90%，平成 16 年は民間への販売数が官庁への販売数を上回り、官庁への販売数は全体 46%であった。平成 17 年の官庁への販売数は全体の 70%，平成 18 年は全体の 41%，平成 19 年は全体の 98%，平成 20 年は全体の 88%であった。

年によって民間への販売数と官庁への販売数の全体に占める割合が異なる。

最後に、滋賀県のリサイクル認定事業者 d から販売実績をいただいた。結果を表 5-34 に示す。

表 5-34：リサイクル認定事業者 d の販売実績(チップ) (単位：t)

	市役所	民間	各個人
平成 19 年 4 月	26.22	1281.42	0
平成 19 年 5 月	20.99	689.09	0
平成 19 年 6 月	14.28	1504.81	0
平成 19 年 7 月	6.9	931.83	1.5
平成 19 年 8 月	13.82	846.04	30.75
平成 19 年 9 月	5.52	823.49	0
平成 19 年 10 月	11.99	968.17	0
平成 19 年 11 月	20.11	728.79	256
平成 19 年 12 月	29	862.07	20
平成 20 年 1 月	33.93	854.9	0
平成 20 年 2 月	37.71	812.3	0
平成 20 年 3 月	28.57	789.31	0
合計	249.04	11092.22	308.25

この製品はチップである。販売先は、市役所・民間リサイクル認定事業者・各個人に分類されていた。1年間の総計を見ると、市役所は全体の2%、民間リサイクル認定事業者は全体の95%、各個人は全体の3%であった。

以上から分かることは、製品によって主な販売先に違いが生じることである。特に、b社やe社のような特殊な製品であれば、民間リサイクル認定事業者からの需要が多いことが推測される。

#### 5-4-4 事業者が考える、今後の改善点や要望

事業者の目線から見て、リサイクル認定制度のどのような点を改善すればよいかを聞いた。三重県の結果を表5-35に示す。

表 5-35：リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望(三重県)  
(n=24) (自由記述式)

費用に関する事項	<p>条例改正により検査費用の負担が多い。</p> <p>当社の三重県リサイクル認定製品(埋戻し材)の原材料は、がれき類(構築物の解体及び除去に伴い発生する廃棄物、コンクリート殻、アスファルト殻)を7:3程度の割合で混合し破碎してふるい分け、製造している。原材料としては全国的にも普及している再生砕石の原材料と何ら変わらず何の問題もないように私共は思うがテレビでも新聞紙上でも世間を騒がした産業のフェロシルト問題から三重県ではリサイクル認定製品の認定基準が変わった。</p>
	<p>おそらくどの製品も同様だが、供給過多の状態である。市町村レベルまでのリサイクル製品の率先利用の意識が非常に低いことが原因のひとつである。需要が少ないとコストが下げられないという悪循環が、見受けられる。安全性に関する試験費等のコストが上昇しているため、認定を辞退する業者も出ている。</p>
	<p>三重県では「産業」の問題が発生してから県の対応が「性善説」から「性悪説」に変わったようで、必要以上のチェック体制を行っており、それに伴い管理費用は増大している。JIS同様の管理レベルでよいと考えられるが、今後このまま推移するとリサイクル認定を取り下げる業者も出てくるかと考えられる。</p>
	<p>リサイクル製品認定制度は都道府県により異なりますが、JISの範囲内での検査・管理が望ましい。</p>
	<p>認定更新に費用がかかりすぎる。</p>
	<p>フェロシルトの事があるが検査等の維持費が高く、販売額が少なく取り下げが増えていると聞く。</p>
	<p>現在のところ、認定を維持していく経費に比べ、売り上げが少ないため(弊社の努力に不足があるかも?)、一層の普及が望まれる。</p>
	<p>自治体・行政によるリサイクル開発品の積極的活用、使用推進、また、開発費などの補助制度を確かなものに限定する。審査制度の強化。</p>
制度に関する事項	<p>あらゆる製品がリサイクル 非リサイクルという選択肢で選んで使うものである以上、単に良心に頼った「義務」を求めるだけでなく、何らかの優遇措置などの「権利」をセットにしないと経済活動と共に循環する制度として定着させることは難しいと思う。</p>
	<p>ストックヤードの確保、データ処理の業務が増えた</p>
	<p>廃棄物の処理及び青銅に関する法律による制限 制度の所轄部署と制度利用部署との関係 県制度の広域利用への問題</p>
	<p>認定制度を作る側の人々が制度そのものを止めたいと言っている。官が作るものではない、新しい形が必要であると思う。</p>
	<p>農業関係資材については公共性に乏しいため、周知に工夫が必要であると思う。</p>
需要に関する事項	<p>県の認定部署と購入部署の温度差がない積極的な取組み。関係書類の簡素化。</p>
	<p>製品の部品に対しての認定をしてほしい。</p>
	<p>発注者側の動向を受けて対応するのが現状で、リサイクルへの取り組みは受身ではないだろうか。公共工事の減少する中、"リサイクル製品使用"だけが進むと製造メーカーとしては苦しくなる。個人的な意見である。</p>
その他	<p>都道府県と国の温度差、国は県認定のリサイクル製品を購入しない</p>
	<p>国の公共事業で使用して欲しい。</p>
	<p>リサイクル製品に対する民間での認識が低く、使用件数が少ないため、この方面に対するPRが必要かと思われる。</p>
	<p>リサイクル製品の利用は、県条例で定められているが、県の職員の中にはまだ十分に理解されていない。職員にもっとPRが必要。</p> <p>当然バージン材に比べれば品質が劣ると思われるが、最近リサイクル材についてもいろいろな条件がついてくるのが疑問に思われる。</p> <p>本当に無駄であるならリサイクル製品など作らず、もっと有効な使用方法を考えたい。</p> <p>ペットボトルをベレット化する業者が三重県内に今年よりなくなり認定を取り消さなければならない状況にある。まだ在庫があるので当社としては継続をお願いしているが、県内で製造していれば継続をしてもいいと思っている。</p>

35 リサイクル認定事業者中 24 リサイクル認定事業者から回答が返ってきた。最も多かった回答(9 事業者)は、「費用に関する事項」で、具体的には、検査の費用がかかることである。数年前に当時リサイクル認定を受けていたリサイクル認定事業者が、認定基準を超えた埋め戻し材を製造しており、その後問題となった。そのことがあって、三重県では製品の認知度基準も厳しくなり、より検査に費用がかかることとなったようである。JIS の基準と同等の認定基準にしてほしいという声もあった。その他、「制度に関する事項」、「需要に関する事項」などがあった。

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表 5-36 示す。

表 5-36：リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望(滋賀県)  
(n=6) (自由記述式)

制度に関する事項	<p>滋賀県リサイクル製品認定制度は、平成17年に創設されたが使用実績は少なく、登録はしたが効果がほとんど得られていない現状である。リサイクル製品の認定は、琵琶湖環境部が行い、工事の発注は土木交通部が行うため、役所の縦割り行政の弊害が強い。当社を含め、認定を受けた製造業者(6社・コンクリート二次製品の製造が主)は、リサイクル製品を通じて循環型社会の形成に貢献すべく、滋賀県リサイクル製品利用促進協議会を設立し、県・市町にリサイクル製品の積極的な利用をお願いしている。しかし、県としては認定したが、積極的な使用を考えてないみたいだ。国土交通省では、民間などで開発された新技術を公共事業において積極的かつ円滑に活用するために、新技術情報提供システム(NETIS)を実施している。当社は、再生骨材コンクリート及び再生骨材コンクリート二次製品を登録しており、積極的に使用されている。</p> <p>行政機関が需要拡大施策を推進してほしい。</p> <p>行政側からの強い指導なくして公共工事での普及は無いのと思う</p>
する需要に関する事項	<p>民間需要を期待しての制度だったかも知れないが、再生紙利用製品と同じで、公共機関に期待せざるを得ない。当方製品も公共事業でしか期待できない。</p>
その他	<p>他県での認定も申請をしたが、県内の技術であることや認定品での不正があった県などは審査が通りにくくなるなどしている。認定されても価格が底値でないと利用はされにくく、認定されることにより販路を広げ、価格を下げることはむかない。</p> <p>県民、市民の意識が利用につながる。制度の改善より意識改革!!</p>

15 リサイクル認定事業者 6 リサイクル認定事業者からの回答が返ってきた。滋賀県のリサイクル認定事業者からは、「制度に関する事項」、具体的には、リサイクル認定製品を公共事業で使用するようにしてほしいという声が多かった。特に製品の性質上、公共事業でしか需要が期待できない製品もあり、行政に対する要望は多かった。また、リサイクル認定制度を実施する部署と、公共事業を実施する部署が異なるが、その2つの部署の間で意思疎通が行われていないという声もあった。

#### 5-5 まとめ

リサイクル製品認定制度の認定製品製造事業者の実施状況について、主に以下の7点のことが明らかになった。

- 1) 比較的早い時期からは始まった三重県では、事業者の69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的最近から始まった滋賀

県では事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。

- 2) リサイクル製品認定制度の施行前後で、三重県の 37%のリサイクル認定事業者、そして滋賀県の 67%のリサイクル認定事業者で変化はなかった。
- 3) 三重県・滋賀県それぞれ 70%以上の事業者が今後、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えている。
- 4) 三重県・滋賀県それぞれのリサイクル製品認定制度に登録している理由は、ともに会社の所在地であるからという回答が 70%を超えた。また、複数の自治体のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は三重県・滋賀県ともに全体の約 25%であった。
- 5) 三重県では全体の 93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の 73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。
- 6) 建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。
- 7) 三重県のリサイクル認定事業者の多くは、検査費用の負担を減らすこと、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることを要望している。

上記 7 点について以下に記す。

三重県では、事業者の 69%が、リサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル製品を製造し始めている。一方で、比較的最近から始まった滋賀県では事業者の 67%が、リサイクル製品認定制度が施行される前からリサイクル製品を製造し始めている。リサイクル製品認定制度を施行した時期が異なる 2 自治体で、異なる結果が出た。よって、リサイクル製品認定制度の施行時期とリサイクル製品の製造に関連は見られない。

2 自治体とも、リサイクル製品認定制度への登録を機に需要に変化があったリサイクル認定事業者は少なかった。この結果を三重県のリサイクル認定事業者は、認定製品使用が公共事業施工事業者の判断に委ねられるため、県の利用推進の徹底不足のため、PR 不足のため、検査費用が大幅にかかるようになり、通常製品より販売価格を上げざるを得なくなったためであると見ているようである。このことから認定をしたことで需要が増えるということはなく、また認定したことによって検査費用の増大など新たな弊害も発生していることが分かる。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者では県の公共事業が減ったため、リサイクル製品を認定する部署とリサイクル認定製品を使う部署の意思疎通が行われていないためなど見ているようである。公共事業で使用してもらえると考えていたが期待していた結果を得られなかったリサイクル認定事業者が多いことが分かる。

上記の結果を受けてもなお、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えるリサイクル

認定事業者は多かった。

会社の所在地である都道府県のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者が多かった。また、複数のリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者は少なく、全体の 25%であった。このことから、制度の内容や需要拡大の可能性などを見込んで認定制度に登録するリサイクル認定事業者は少ないことが推測される。

三重県では全体の 93%のリサイクル認定事業者が、販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。一方、滋賀県では全体の 73%のリサイクル認定事業者が販売したリサイクル認定製品は都道府県の公共事業で使われていると認識している。また、三重県では市町村の公共事業使われていると回答したリサイクル認定事業者は多く、全体の 60%であった。一方国の公共事業、民間の建設事業などで使われていると認識しているリサイクル認定事業者は少なく、ともに全体の 14%であった。滋賀県では、市町村の公共事業と国の公共事業で使われていると認識しているリサイクル認定事業者の割合は等しく全体の 40%であった。民間の建設事業などで使われていると回答したリサイクル認定事業者が三重県と比べて多く、全体の 33%であった。

建設資材は、建設資材以外と比べると、販売実績に占める民間への販売実績の割合よりも、販売実績に占める官庁への販売実績の割合の方が高い傾向にある。このことから、建設資材はリサイクル製品認定制度に登録すると、全ての需要量に占める、公共事業における需要の割合が高くなることが推測される。

リサイクル認定事業者が考える三重県に要望している点では、検査費用の負担を減らすこと、リサイクル認定事業者が考える滋賀県に要望している点では、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることが挙げられる。

#### <参考文献>

- 1) 小西 和正：自治体におけるリサイクル認定制度の実態と効果の解明に関する研究，本専攻 卒業論文，(2004)